

令和5年12月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

本年は、複数の孤立集落が発生した1月27日の大雪に始まり、市北部を中心に家屋の浸水被害などが生じた7月13日の大雨、そして佐治町地域をはじめ多くの地域が被害を受けた8月15日の台風第7号と、これまで経験したことのない災害に見舞われた一年となりました。

特に台風第7号災害では、佐治川ダムの緊急放流や全市域を対象にした警戒レベル5緊急安全確保の発令など、地域や行政が初めて対応する事象が多く生じるとともに、住家の損壊をはじめ道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設の寸断、農地や農業用施設の崩壊など、かつてない甚大な被害が発生しました。被災された農業者が継続して営農していけるよう、災害復旧における農家負担の軽減を決断し、速やかな復旧・復興に向け全庁挙げて取り組みを進めるとともに、このたびの災害対応を教訓とし、関係機関や自主防災会などのご協力をいただきながら、市民の皆様への緊急情報伝達体制のさらなる充実や、避難情報のレベルに応じた避難行動の周知、分散備蓄を含めた備蓄体制の充実、避難所運営体制の強化など必要な改善を行い、引き続き、地域防災力の向上に努めてまいります。

長引く物価高騰が市民生活に大きな影響を及ぼしています。先月2日に閣議決定された国の総合経済対策に速やかに呼応して、住民税非課税世帯に加え、本市独自で、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる住民税均等割のみ課税世帯や、低所得の子育て世帯への給付金を年内に支給開始し、くらしを応援してまいります。

災害や物価高騰など、直面する市政の様々な課題に迅速に対応しながら、本年10月に改訂した「明るい未来プラン」を着実に推進し、「人を大切にすまち」を合言葉に、全ての世代が将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでまいります。

2. 共創による鳥取駅周辺再整備

人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展による大型店舗の郊外化など、多様な要因が重なり合い、長年このまちを支えてきた中心市街地は著しく活力が失われ、深刻な危機に直面しています。

私は、この最重要課題に早急に対処しない限り、ますます中心市街地は魅力を失い、活力が低下し、若者が去ってしまう状況になると、強い危機感を持っております。

こうした中、今こそ中心市街地の再生に向けて、強い覚悟をもって、本年度から力強くスタートした鳥取駅周辺再整備の取り組みでは、日を追うごとに市民や事業者の皆様から寄せられる期待の高まりを感じております。この期待に応えるためにも、「鳥取駅周辺リ・デザイン会議」

において、鳥取駅周辺を、賑わいにあふれ、笑顔あふれる、中心市街地の再生拠点として創り上げるための議論を進めているところです。

現在の鳥取駅周辺を形づくった、当時、世紀の大事業と言われた鳥取駅周辺都市改造事業から半世紀近くが経過しました。私は、このまちの礎を築き上げたこれまでの50年から、次の50年へと続く未来を描き、鳥取駅周辺、そして中心市街地の再生に向けた新たな未来への道筋を、市民の皆様と共に地域の力を結集し、切り拓いてまいります。

3. 子育て支援拠点の整備

本市は、本年4月に「こども家庭局」を新設するなど、子育て支援の体制強化を図ってきており、来年度に向けては、平成29年度に他市に先駆けて立ち上げ、年間約5,000件の相談を受け、市民に定着した妊娠期から子育て期の相談窓口となっている「子育て世代包括支援センター（こそだてらす）」と、児童虐待など困難な家庭環境への支援を行っている「子ども家庭総合支援拠点（こども家庭相談センター）」の機能を兼ね備えた、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる、母子保健と児童福祉の総合拠点「こども家庭センター」の開設準備を進めているところです。

これに併せて、現在、本庁舎で業務を行っている、こども未来課と幼児保育課を駅南庁舎に移転し、妊娠期からの保育園に関する相談対応や、発達支援を必要とする児童とその家族への切れ目ない支援の強化、生活

に困り感を抱えるひとり親家庭への相談対応や自立支援など、すべての子育て世帯への一体的な支援に繋げる体制を駅南庁舎に一本化し、子どもとその保護者に寄り添ったきめ細かな包括的支援を行うことで、不安を感じることなく子どもを産み、喜びや生きがいを感じながら子育てでき、将来を担う子どもが明るく健やかに成長できる鳥取市となるよう、子育て支援の取り組みを強力に進めてまいります。

4. 学校給食センターの整備

本年10月、学校給食を長期にわたり安定して提供できる環境を整え、市立小・中・義務教育学校の児童生徒に毎日、安全・安心な学校給食を提供するための「第一期鳥取市学校給食センター整備計画」を策定し、特に老朽化が著しい第一、湖東学校給食センターの機能を統合した新たな学校給食センターの整備を、千代水スポーツ広場北側を建設予定地として進めることとしました。

この新たな学校給食センターは一日約7,000食の規模を有したうえで、食物アレルギー対応などの対策を強化した、これまで以上に安全・安心な学校給食を提供できる施設であるとともに、施設見学を通じて食を学ぶことのできる、食育の拠点としての機能を持ち合わせた施設とすることとしており、令和9年度中の開設に向けて、着実に準備を進めてまいります。

5. 未来型地域交通の推進

公共交通の運転手不足は深刻さを増し、地方だけでなく都市部においても路線バスなどの廃止や縮小が相次いでいます。

本市では、このような状況を想定し、いち早く公共交通への自動運転技術の導入に向け取り組んでおり、昨年3月に実施した鳥取砂丘周辺での自動運転車両の運行実験で得られた課題を解消し、本格導入への新たな一歩を踏み出すため、来年1月から2月にかけて中心市街地での実証運行を実施します。多くの市民の皆様は自動運転を体感していただくため、公募による試乗も行うこととしており、自動運転の技術検証と合わせ、市民の皆様の理解の深化を図ってまいります。

また、公共交通全体の利便性と利用率の向上を目的に、鳥取駅南側エリアにおいてAIを活用した予約型の相乗り交通「とりモビ」の実証運行を本年10月から実施しています。この2か月間で、2,000人を超える利用をいただいております。利用者からは「外出機会が増えた」「ダイヤを気にせず利用できる」といったご意見をいただいております。今後もご意見やご要望をもとに適宜見直しを行い、さらなる利便性の向上と利用者の増加を図ってまいります。

6. 打って出る砂丘観光

鳥取砂丘は、ユネスコ世界ジオパークに選ばれた豊かで歴史ある自然環境の中で、多彩なアクティビティ、世界トップクラスの砂像を鑑賞で

きる砂の美術館、来年4月に開業するキャンプ・グランピング施設「ヤマタ鳥取砂丘ステーション」など、世界中でここだけの特別な滞在時間が楽しめる場所です。

本年10月には、世界的にも知名度の高いマリオット・インターナショナルの最上級ホテルブランド「ラグジュアリーコレクション」の本市への進出が決定し、10月30日にパートナーシップ協定の調印を行いました。鳥取砂丘が、グローバル企業から世界に通用する観光地として認められたことは、長年、鳥取砂丘を守り続けてきた鳥取市民の誇りです。2026年開業予定と伺っており、国内外から多くのお客様に本市を訪れていただけるものと期待しております。

また、今年9日には、冬の鳥取砂丘を彩る「鳥取砂丘イリュージョン」と「砂の美術館プロジェクションマッピング」が、4年ぶりに同時開催されるなど、観光を取り巻く環境はコロナ前の形態へ戻りつつあります。引き続き、大阪・関西万博やリゾートホテルの開業を見据え、関係者の皆様とより一層連携し、インバウンド需要の獲得に向けた体験型メニューの創出など受入環境のさらなる上質化や観光産業の高付加価値化などに取り組み、世界に対し、その魅力を打ち出してまいります。

7. 協働のまちづくりの推進

平成20年の「協働のまちづくり元年」から15年が経過し、それぞれの地域においては、人づくり、まちづくり、防災、福祉など、地域の

実情に応じた独自の取り組みが着実に広がってきています。このたびの台風第7号においても、日ごろから取り組まれている自主防災活動が生かされるなど、改めて、地域のつながりの重要性を実感したところです。

一方、人口減少や少子高齢化、年齢構成や家族構成の変化、価値観やライフスタイルの多様化など地域を取り巻く環境は大きく変化しており、抱える課題も多様化、複雑化してきています。この時代の変化に合わせて、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する拠点となる地区公民館にも、多様な目的で幅広く活用できる施設への変革が求められています。

これまで地区公民館で行ってきた学びの成果を生かしながら、地域が多様な主体との繋がりを持ち、新たなニーズへの対応など拠点としての活用の幅を広げることで、地域課題の解決や魅力の創出を図り、地域が主役の協働のまちづくりをさらに前進させてまいります。

8. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第138号から議案第148号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

なお、議案第138号は、速やかな対応を要する給付金事業について、

先議分として提案するものです。

議案第149号は、鳥取市立地区公民館の設置及び管理について定めることにより、地区公民館を生涯学習とコミュニティ活動の拠点施設として位置付け、より広く活用するため、条例を制定するものです。

議案第150号は、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第151号は、人事院勧告等を踏まえて、一般職及び特別職の職員の給与等の改定を行うとともに、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員の勤勉手当を新設するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第152号は、旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合の手續について規定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第153号は、鳥取市青谷町楠根生活改善センターを廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第154号は、鳥取市鹿野町鹿野財産区議会の廃止に伴い、鳥取市鹿野町鹿野財産区に財産区管理会を設置するとともに、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第155号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部を変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第156号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第157号は、過疎対策事業債の活用事業を、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第158号から議案第194号までは、指定管理者の指定に関する議案です。鳥取市民会館の指定管理者として、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会を指定するなど53施設について指定管理者を定めるため、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第195号は、議案第153号に関連し、鳥取市青谷町楠根生活改善センターを地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第196号は、鳥取市良田地内（湖山池）の公有水面埋立の免許出願について、公有水面埋立法の規定により、鳥取県知事に意見を述べため、必要な議決を求めるものです。

報告第20号は、浜坂地区公民館が令和2年7月1日に発行した「浜坂公民館だより」などにおいて、相手方が著作権を有するイラストを許諾を得ずに使用した著作権の侵害に係る損害賠償の額及び和解について、令和5年10月5日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第21号は、令和5年8月3日、古海地内の旧野坂川管理道において、除草作業中に使用していた乗用草刈機から石が跳ね飛び、相手方

車両のリアガラスを破損させた事故に係る損害賠償の額及び和解について、令和5年10月10日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第22号は、相手方に対する市営住宅未払退去修繕費等の支払督促に対し督促異議の申立てがあり、当該修繕費等の支払及び訴訟費用の負担を求めるための訴えの提起について、令和5年10月31日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第23号は、令和5年8月16日、佐治町葛谷地内の市道が被災し通行できなかつたため、公用車を転回しようとしたところ、停車していた相手方車両に接触した事故に係る損害賠償の額及び和解について、令和5年11月16日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第24号は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和5年11月20日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。